

# 「携帯電話の電話番号数の拡大に向けた電気通信番号に係る制度等の在り方」答申(案) への意見及びこれに対する考え方(案)

## 総論

意 見	考 え 方
<p>意見1 携帯電話の電話番号に070番号を採用することは、移動体通信番号として識別しやすく、また、連続性が担保される観点からも賛同。携帯電話・PHS間の番号ポータビリティ導入は、ユーザーの利便性向上、通信市場の活性化、サービスの更なる向上が期待される。</p>	<p>考え方1</p>
<p>■ 携帯電話番号が逼迫する中、早々に新たな番号帯を決定する必要があります。新携帯電話番号帯として現在PHSで使用されている070番号を採用することは、他の0A0番号よりも移動体通信番号として識別しやすく、また、090、080番号との連続性が担保される観点からも賛同いたします。また、携帯電話、PHS間の番号ポータビリティ導入に関しては、ユーザーの利便性向上に資することはもちろん、通信市場の活性化、サービスの更なる向上も期待できると考えております。 (ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	<p>■ 答申(案)に賛成の御意見として承る。</p>
<p>意見2 携帯電話市場の純増傾向が続くことを前提とし、総務省の政策において、携帯電話の電話番号の不足が生じないよう抜本的な解決を図るとともに、迅速に新たな電気通信番号を指定できるための方策・道筋を示すことが必要。</p>	<p>考え方2</p>
<p>■ 携帯電話サービスにおいては、スマートフォンやデータ通信サービスの普及等によりサービスの多様化が進み、純増の傾向にあります。また、全携帯電話事業者において、LTEサービスの開始を予定しており、通信の高速化・大容量化が進み、タブレットに代表される無線デバイスや法人利用のスマートフォンなどの新たな市場・需要が拡大することで、ネットワークレイヤーだけではなく上位レイヤーや下位レイヤーのプレイヤーを巻き込んだ多様なサービスが出現することが予想されます。従って、今後も携帯電話市場の純増傾向は続くことを前提として、総務省殿の政策において事業者が必要な電気通信番号を適時・適切に利用出来る環境を整備し、電気通信事業者の電気通信役務の円滑な提供を確保するために電気通信番号の枯渇の問題が生じないようにすべきと考えます。 番号枯渇対策としては、事業者による自主的な取組みとして、申請番号数を削減す</p>	<p>■ 答申(案)に示したとおり、携帯電話各社においてスマートフォン等を用いた高速・大容量のデータ通信サービスの普及が進み、さらにLTEサービスの開始が予定されているなど、携帯電話の電話番号需要については今後も増加していくものと考えられる。 総務省においては、今後、携帯電話の電話番号の不足が生じないよう、本答申(案)において示された携帯電話の電話番号の拡大策に向けて適時適切に取り組むことにより、新たな携帯電話の電話番号の指定を行っていく必要があると考える。</p>

<p>ることや、番号指定方法の見直しにより申請番号数を削減することも考えられますが、携帯電話市場が純増傾向にある中では、番号申請の回数が年1回から年2回になるというように申請回数が増えるだけとなり、事業者負担が増大し円滑な電気通信役務の提供に支障をきたす恐れすらあります。そのため、このような対策は、番号枯渇の問題に対する抜本的な解決とはならないため、速やかに新たな番号帯を指定対象とすることが最も有効的な解決策になると考えます。したがって、新たに指定対象とする番号帯については、携帯電話への速やか且つ十分な番号帯域を確保頂くことを要望します。</p> <p>なお、本答申案では新しい番号帯として070番号が挙げられ、指定するための条件として記載された、選択中継サービス、着信課金サービス、統一電話サービス、プリペイドサービス等に関する事業者としてのNW上におけるPHSと携帯電話との識別性の問題や、利用者としてのPHSと携帯電話の識別性の問題は、携帯電話事業者やPHS事業者だけで解決できるものではなく、固定電話事業者も含めた対応が必要になると考えられます。</p> <p>よって、総務省殿の政策において、電気通信番号の枯渇の問題が生じないように、関係事業者間の調整状況もふまえつつ、迅速に新たな電気通信番号を指定できるための方策・道筋を示していただくことが必要と考えます。</p> <p style="text-align: right;">(イー・アクセス)</p>	
--	--

## 第1章 携帯電話の電話番号の将来需要について

意見	考え方
<p>意見3 携帯電話のデータ専用端末と音声用端末の2台持ちやM2Mサービスの利用により、携帯電話の電話番号の需要は増加していく。</p>	<p>考え方3</p>
<p>■ スマートフォンの普及によるデータ専用端末と音声用端末の2台持ちや、M2Mサービスの利用により、携帯電話番号の需要は増加していくと考えております。 (ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	<p>■ 答申(案)に賛成の御意見として承る。</p>
<p>意見4 携帯電話の電話番号数の拡大に向けて、「必要な番号容量・導入時期を早急に決定」する考え方に賛成。</p>	<p>考え方4</p>
<p>■ 早期対応の要請 「必要な番号容量・導入時期を早急に決定」(本答申案6頁)する考え方に賛同します。 スマートフォンやデータ通信サービスの普及等によりサービスの多様化が進み、携帯電話サービスについては、純増傾向にあります。その上、各社でLTEサービスの開始を予定しているため、携帯電話の通信速度が向上し、タブレットに代表される無線</p>	<p>■ 答申(案)に賛成の御意見として承る。</p>

<p>デバイスや法人利用のスマートフォンなどの新たな市場・需要が拡大することで、さらに需要が増加しうる要素があります。これにより、予想している番号枯渇時期よりも早期に枯渇が生じるおそれもあります。</p> <p>そのため、指定対象となる番号数の拡大について、早期に対応することが必要と考えます。</p> <p style="text-align: right;">(イー・アクセス)</p>	
<p>意見5 携帯電話の電話番号の将来需要の増加は、ある程度の時点で飽和すると考えられる。また、通信さえ行えれば、識別子が電話番号である必然性はない。</p>	<p>考え方5</p>
<p>■ 携帯電話・PHS の普及は既に1人あたり1台を超えている。1人が複数の携帯電話・PHS や情報通信端末を利用するとしても、それには限界がある。</p> <p>このまま右肩上がりの増加が続くとは考えられず、ある程度の時点で飽和するものと考えられる。</p> <p>また、無線ルーターを用いて一つの回線を複数の端末で共有したり、Mobile WiMax のように電話番号を利用しない通信端末も登場するなど、通信需要の増加と携帯電話番号の増加は必ずしも比例するものではない。</p> <p>逆に言えば、通信さえ行えれば、識別子は電話番号である必然性は無い。パーソナル・コンピュータで普及している Skype などのインターネット電話や各種メッセージソフト（テレビ電話が可能である）がスマートフォン等でも利用可能となっている。</p> <p style="text-align: right;">(個人4)</p>	<p>■ 携帯電話の電話番号の将来需要に対する意見については、考え方2に同じ。</p> <p>また、通信用途など、M2Mサービス等に利用される電話番号に対する意見については、答申（案）に示したとおり、新たな識別子を含めた国際標準化の動向等を踏まえて今後検討を行う必要がある。</p>

## 第2章 M2Mサービスへの専用番号の割当てについて

意見	考え方
<p>意見6 M2Mサービスへの専用番号の割当てについては、国際標準化の検討、新識別子の普及の動向を注視すべきとの答申案に賛成する。</p>	<p>考え方6</p>
<p>■ 賛同いたします。</p> <p>国際標準化の検討、新識別子の普及の動向を注視すべきと考えます。</p> <p style="text-align: center;">(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	<p>■ 答申（案）に賛成の御意見として承る。</p>
<p>意見7 LTEサービスの開始による携帯電話の通信速度の向上により、新たな需要・サービスが創出されることが予測される要因が存在するため、引き続きM2Mサービスの動向を注視することが必要。</p>	<p>考え方7</p>
<p>■ M2Mサービス需要予測</p> <p>「現時点においては、携帯電話を利用したM2Mサービスは、携帯電話の電話番号をそのまま用いており、需要の急激な需要は見込まれていない」（本答申案11頁）との</p>	<p>■ 答申（案）に示したとおり、M2Mサービスに係る新識別子については、現在、国際標準化の検討が進められており、国際競争力の観点から端末調達力やM2Mサービスの多様性を奪う</p>

<p>考え方が示されていますが、LTEサービスの開始による携帯電話の通信速度の向上により、新たな需要・サービスが創出されることが予測される要因が存在するため、引き続き市場の動向を注視することが必要と考えます。</p> <p style="text-align: center;">(イー・アクセス)</p>	<p>ことがないよう、現在行われている国際標準化の検討や今後の新識別子の普及の動向を踏まえて検討を行う必要があり、総務省としてもそうした動向について引き続き注視する必要がある。</p>
<p>意見8 想定されるM2Mサービスの需要母体は膨大であり、現時点でM2Mサービスの需要を踏まえた専用番号を創設するなど、国際競争上不利益とならないよう努力すべき。</p>	<p>考え方8</p>
<p>■ 該当箇所には、M2Mサービスの需要の急激な増加は見込まれていないという旨の記述がありますが、資料6によると、想定されるM2Mサービスの需要母体は、31億7000万と膨大です。したがって、未だ本格的な普及前で改修費用等が少なくすむ現段階のうちに、新識別子の導入や桁数の増加といった措置をとるべきだと思います。そして、このような措置をとったことが国際競争上不利益とならないようにするため、国際標準化の検討に我が国が積極的に参加し、国際協調を図りつつも、我が国にとって有利な形で国際標準化がなされるように努力するべきだと思います。</p> <p>国際標準化がなされるまで待つというのもひとつの選択肢だと思いますが、国際標準化がいつどのような形でなされるのか不明確であり、これを待っているうちに我が国がM2Mサービスの発展から取り残されてしまうのではないかと危険も認識するべきだと思います。</p> <p style="text-align: center;">(個人1)</p>	<p>■ M2Mサービスの需要を踏まえた専用番号を創設すべきとの意見については、答申(案)に示したとおり、現在、携帯電話の電話番号を使用しているM2Mサービスに対し、別体系の専用番号を付与する場合は、既存の利用者への影響を考慮する必要があり、需要の急激な増加が生じていないなかでは、新たな識別子の導入も含めて今後の検討課題としたところである。</p> <p>なお、3GPP等の国際標準化会合においては我が国の関係事業者も参加し検討が進められているところであり、我が国が国際競争上不利とならないよう、総務省としてもそうした動向について引き続き注視していく必要がある。</p>
<p>意見9 通話用/通信用で払い出す番号帯を切り分けたほうがよい。携帯電話サービスのうち通話機能を有する端末には090/080番号、通信専用端末には070番号(PHSサービスと共用)を払い出してはどうか。</p>	<p>考え方9</p>
<p>■ 090/080番号枯渇の原因について</p> <p>通信専用端末(通話に用いられない端末)に対しても通話端末と同様に090/080を振り出していることが主因だと思います。</p> <p>私自身も、通信専用端末のほかに通信専用端末を3台所有しており番号も4番号取得していますが、外部から着信させることもないため、振り出された番号の活用場面はゼロです。</p> <p>番号すら覚えていません。</p> <p>更に通信専用端末の場合は割り振られた090/080への執着が希薄なこともあり、継続して使い続けるより、解約して新規契約し直す傾向が強いと思います。</p> <p>わずか1~2年ごとに番号を潰していくわけで、一定期間を経て過去に廃止された番号を再付番するにせよ、あまりに番号帯を無駄に浪費していると思います。</p> <p>通話用端末は一定のところまで頭打ちになると思いますが、通信専用端末に関しては一人でも何台も所有するケースが多いため、将来にわたっても番号を浪費し続ける傾向が強いように思いますので、通話用/通信用で振り出す番号帯を切り分けたほうが</p>	<p>■ 現在、090及び080番号はデータ通信専用端末でも利用されており、当該利用者への影響を考慮すると、これらを早期に070番号に集約することは困難であることから、070番号をデータ通信専用端末の専用番号とするのではなく、090、080及び070番号において携帯電話の電話番号として十分な番号容量を確保することが適当であると考えます。</p>

後々良いように思います。

- 070 番号は通信専用端末に対して振り出してはどうか  
専ら通信専用に使われる端末に対して 070 番を振り出していくのはいかがでしょうか。  
通話機能を有する端末へは 090/080 を、通信専用の端末には 070 という風です。  
前述の通り通信専用端末の場合、自己に付与された番号を意識する必要性は限りなくゼロに近いので、090/080 であっても 070 であっても全く意識する必要は無いと思います。

- 結論 (090/080/070 の使途)

090/080	通話を伴う携帯電話サービス
070-AXXX-XXXX 070-BXXX-XXXX . . .	通話を伴わない携帯電話サービス (通信専用端末)
その他の 070	PHS サービス

上記の振り出しにすることで、特に大きな混乱無く 070 番号帯を有為にご利用できると思います。

(個人3)

意見 10 M2Mサービスに対して新たな識別子を採用すべき。また、既存の電話交換機を利用する前提であるならば、「#」及び「\*」を利用することを提案。

考え方 10

- M2M 需要が増大することに関しては異論は無いが、M2M に既存の電話番号を割り当てる必然性はない。  
新たな識別子を採用するのが適当である。  
M2M を見てみると、PHS 網や携帯電話網に依存しない利用方法も広く行われている。固定装置の場合は無線 LAN や電力線搬送通信(長中波 PLC)等、移動する装置の場合は MCA 等の業務用無線や Mobile WiMAX、特定小電力無線等がある。  
特に、携帯電話と類似するシステムである Mobile WiMAX においては識別子として電話番号は利用していない。また、TCP/IP プロトコルの MAC アドレス認証を採用するシステムも利用されている。  
自動販売機においても、公衆無線 LAN 基地局として利用するサービスが開始されるなど、PHS 網や携帯電話網に依存しないサービスも増加すると考えられる。  
カーナビゲーションシステムにおいても、Bluetooth 等を用いて既存の携帯電話やパーソナル・コンピュータと接続することが、カーナビゲーションシステム専用の PHS・携帯電話網用通信モジュールよりも利用者に好まれている。  
電話交換網を利用する場合であっても、既存の電話番号体系である必然性は全くない。今後の需要の増大に対応できるような新たな識別子を導入するのが適当である。  
既存の電話交換機を利用するのが前提であるのならば、現状ではほとんど利用され

- M2Mサービスに対して新たな識別子を採用すべきとの意見については、考え方8に同じ。  
新たな識別子ではなく既存の電話番号をM2Mサービスに利用する場合は「#」及び「\*」を利用すべきとの提案については、今後の参考とさせて頂きたい。

ていない「#」および「\*」を利用・割り当てすることを提案するものである。もちろん、現存しないアナログ交換機について考慮する必要は全くない。

(個人4)

### 第3章 携帯電話の電話番号の指定方法の変更等について

#### (1) 携帯電話の電話番号の指定方法の変更について

意見	考え方
<p>意見11 指定方法の変更については賛成。在庫期間を考慮した算定方法について検討を希望。急激な需要増については、定義を明確化し、事業者間で差異が無いように、明確な基準の下に運用されるべき。</p>	<p>考え方11</p>
<p>■ 番号指定方法の算定に用いられる月間解約率は実績値との乖離が大きく、それをベースに算定されている必要番号数は適切でないため、当該見直しについては賛成する。</p> <p>現在、自販機、車両等への組み込みタイプは、事前に端末に番号を付与する形態をとらざるを得ず、いわゆる在庫期間（番号は付与されているが、実際に使用されていない期間）は実質上1ヶ月を超えてしまうこともあったが、少量であるため現状の番号指定数で吸収が可能であった。</p> <p>しかしながら、今後ゲーム機等M2Mの多様な発展による需要増が予測され、これまでの算定方法による番号指定数では対応が困難になるため、それらを考慮した算定方法の策定が必要であり、検討を希望する。</p> <p>現在の算定式では、3ヶ月間の純増数をベースに算出した約1年先の想定必要数に基づき付与されている。</p> <p>しかしながら、これらで対応ができないという急激な需要増については、その定義を明確にするとともに、その適用に当たっては、オープン化する等、事業者間で差異が無いように、明確な基準の下に、運用されるべきと考える。</p> <p style="text-align: right;">(NTTドコモ)</p>	<p>■ 答申（案）に賛成の御意見として承る。</p> <p>答申（案）に示したとおり、指定方法の変更のうち、予想を上回る急激な需要増については、短期間に複数回の番号申請や工事費用の増加が見込まれる場合においても効率的に対応できる算出方法を検討する必要があると考える。</p> <p>指定方法の運用に当たっては、ご指摘のとおり事業者間での差異が生じないように、算出式も含め基準を明確にする必要があると考える。</p>
<p>意見12 賛成。番号枯渇対策として有効。</p>	<p>考え方12</p>
<p>■ 賛同いたします。</p> <p>指定方法の変更により番号指定のペースが穏やかになることから、番号枯渇対策として有効と考えます。</p> <p style="text-align: center;">(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	<p>■ 答申（案）に賛成の御意見として承る。</p>
<p>意見13 指定方法の見直しにより新興事業者の不利益は他事業者よりも大きい。このため、携帯電話の新たな番号帯を早期に開放する施策を優先的に推進することが重</p>	<p>考え方13</p>

要。	
<p>■ 解約率の見直し</p> <p>番号指定方法においては、既に指定を受けている番号数が考慮されます。当社は、後発の新興事業者であることから、既存の携帯電話事業者と比較して、顧客基盤において大きな格差を有するため、解約率の見直しの結果として、1度に指定をうける番号数が少なくなり、複数回の番号展開工事が必要となります。これにより、当社は他の事業者よりも多くの工事工程・費用が生じることとなります。</p> <p>その状況で、解約率の見直しという指定番号数を減らす施策において、当社のような新興事業者を形式的に同様に扱う場合、実際に生じる不利益は他事業者よりも大きいものとなります。</p> <p>そのため、指定する番号数を減らす施策においては、事業者の性質による実質的な影響度合いの違いを考慮すべきものと考えます。</p> <p>また、携帯電話市場は、純増傾向という状況にあり、解約率の見直しという1度の申請における指定番号数を減らす施策については、これまでよりも番号申請を行う頻度が多くなるだけであり、番号枯渇に対する抜本的な解決とはなりません。むしろ事業者の負担としては、かえって増大し円滑な電気通信役務の提供に支障をきたす恐れすらあります。</p> <p>そのため、新たな番号帯を早期に開放する施策を優先的に推進することが重要と考えます。</p> <p style="text-align: right;">(イー・アクセス)</p>	<p>■ 指定方法の変更に対する意見については、考え方11に同じ。</p> <p>また、新たな携帯電話への0A0番号の開放を優先すべきとの意見については、答申(案)に示したとおり、現在想定される平成26年初頭よりも番号不足の時期が早まる可能性も否定できないため、ネットワーク改修等に必要な期間を考慮すると、指定方法の変更を行い既存の電話番号の有効利用を図る必要があると考える。</p>

## (2) 090-0番号の携帯電話への開放について

意見	考え方
<p>意見14 指定方法の変更を優先させることには賛成。しかしながら、090-0を使う場合にも一定期間のネットワーク改修等準備が必要であり、対応を行う期間に余裕をもって090-0利用を前提とした計画とするのが妥当。</p>	<p>考え方14</p>
<p>■ 携帯電話番号数の拡大策として、システム変更の必要がなく、ただちに実行することが可能な指定方法の変更を優先させることには賛成する。</p> <p>答申案では、まず070-Cの開放を準備することとし、当該ネットワーク改修が間に合わない場合に090-0を開放することとしている。しかしながら、090-0を使う場合にも一定期間のネットワーク改修等準備が必要であり、最近の新端末やM2Mの需要増にみられるように、想定外の需要が早期に発生しうることも想定され、11桁化の際の番号逼迫の経験を踏まえ、そうしたリスク回避も考慮し、対応を行う期間に余裕をもって090-0利用を前提とした計画とするのが妥当であると考</p>	<p>■ 指定方法の変更を優先すべきとの意見については、答申(案)に賛成の御意見として承る。</p> <p>090-0番号の利用については、答申(案)に示したとおり、指定方法の変更を行っても、なお新たな0A0番号の導入に必要なネットワーク改修等の対応が間に合わず、携帯電話の電話番号が不足する場合において090-0番号の開放を行うことが適当である。</p> <p>なお、090-0番号を開放する際は、利用者保護の観点か</p>

<p>える。</p> <p>090-0を使用することで、1000万番号という貴重な番号資源を無駄にすることなく、最も事業者ネットワークへの影響が少なく番号を拡大できる方法であることから、070-Cに先んじて090-0を開放することが妥当である。</p> <p>なお、090-0の使用については、0800（着信課金番号）が携帯電話番号と混同されることが一層懸念されるという意見があることは認識しているが、当該誤認は本来0800と他の080-Cの混同の問題であり、0800を着信課金番号として採用する際から指摘されたことである。その問題に対しては十分な周知を行うことで対処できるとされてきたことであり、今後一層の周知活動が必要と思われる。</p> <p>090-0に関しては、一般には090は携帯電話であると認識されており、むしろ携帯電話で使用されていないと認識している利用者の方が少ないと考えられるため、090-0が利用されたとしても、誤認の可能性が高まるとは言えないと考える。</p> <p style="text-align: right;">(NTTドコモ)</p>	<p>ら、着信課金サービスで用いられる0AB0番号（0800）と誤認しないよう、事業者及び総務省から利用者に対して周知に努める必要がある。</p>
<p>意見15 090-0番号の開放は、番号枯渇時期が早まった場合においては有効策。利用者が0AB0（0800）番号と誤認しないよう周知すべき。</p>	<p>考え方15</p>
<p>■ 番号枯渇時期が早まった場合においては有効策であると考えます。</p> <p>開放の際は、利用者が0AB0（0800）番号と誤認しないよう、周知すべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	<p>■ 答申（案）に賛成の御意見として承る。</p>
<p>意見16 事業者への番号の指定数を抑制する方法よりも090-0を指定する選択肢の方が、円滑な電気通信役務の提供につながる。</p>	<p>考え方16</p>
<p>■ 090-0番号開放と番号指定方法の見直し</p> <p>「携帯電話の番号数の拡大策としては、090-0番号の開放よりも指定方法の変更を優先すべきである。」（本答申案14頁）との考え方が示されていますが、携帯電話の番号枯渇対策として070番号が本答申案で示されている事を踏まえれば、番号数指定方法を見直すことは必ずしも必要ではないと考えます。仮に070番号の指定が、枯渇が予想される平成26年初頭までに指定できない状況が発生した場合には、携帯電話市場が純増傾向である点を踏まえれば事業者への番号の指定数を抑制する方法より090-0を指定する選択肢のほうが、円滑な電気通信役務の提供につながると考えます。</p> <p style="text-align: right;">(イー・アクセス)</p>	<p>■ 考え方14に同じ。</p>
<p>意見17 090-0番号の携帯電話への導入に関して問題はないが、利用者課金型0990サービス（ダイヤルQ2）終了後が適当である。</p>	<p>考え方17</p>
<p>■ アメリカの利用者課金型900サービスは、着信課金型(Toll Free)800サービ</p>	<p>■ 考え方14に同じ。</p>



<p>スと比較して日本国内での認知度は低いと思われるので、090-0DEF番号の携帯電話への導入に関して問題はないと考える。</p> <p>なお、実施はNTTグループの利用者課金型0990サービス（ダイアルQ2）終了後が適当であると考えます。</p> <p style="text-align: right;">（個人4）</p>	
---	--

## 第4章 携帯電話の電話番号数の拡大策としての070番号の開放について

### （1）新たな携帯電話の番号としての0A0番号の開放について

意 見	考 え 方
<p>意見18 030及び040番号を残すことについては賛成。新たな0A0番号の開放については、070番号より060番号の開放が望ましい。</p> <p>■ 将来需要に備えて、030及び040番号を残すことにつきましては賛同いたしません。</p> <p>新たな0A0番号の開放については、以下の理由により070番号より060番号の開放が望ましいと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・FMCサービスにより既に携帯電話の番号としても利用してされていること。</li> <li>・060番号は平成23年3月末時点の指定番号数が、270万番号のみであり、未指定の番号数が8000万番号あり、070番号より多いこと。</li> <li>・060番号は一般個人への浸透が低いと想定されるため、通話料金が異なるPHSとのサービス識別性の問題が生じさせずに未利用の030及び040番号を開放した時と同様に、携帯電話の番号として利用できる可能性があること。</li> </ul> <p style="text-align: right;">（東北インテリジェント通信）</p>	<p>考え方18</p> <p>■ 030及び040番号を未利用番号として確保することについては、答申（案）に賛成の御意見として承る。</p> <p>060番号の開放については、答申（案）に示したとおり、呼の振り分け先が050IP電話等であるFMCサービスが提供されることも考えられ、携帯電話で利用する番号であるにもかかわらずSMSや番号ポータビリティが利用できない番号が生じるなど、携帯電話で利用可能なサービスとの間に違いが生じることから、携帯電話の電話番号が不足するまでの期間を考慮すると、060番号を携帯電話に早期に開放することは適当でないと考えられる。なお、将来的に070番号が逼迫した際には、060番号も含めた電話番号の拡大策について改めて検討が必要となる可能性はあると考えます。</p>
<p>意見19 賛成。PHSという移動体通信で使われている番号でもあることから、070番号が望ましい。</p> <p>■ 賛同いたします。</p> <p>携帯電話番号の枯渇により、国民生活に支障をおよぼさないよう、新たな番号空間の割り当ては必要であります。その中で070番号は、080、090番号との連続性、他の0A0空間に比べ既にPHSという移動体通信で使われている番号でもあることから、070番号が望ましいと考えます。また、携帯電話・PHSの公平性に鑑み、080、090番号をPHSに割り当てが可能になるようご検討をお願いします。</p> <p style="text-align: right;">（ウィルコム）</p>	<p>考え方19</p> <p>■ 答申（案）に賛成の御意見として承る。</p>
<p>意見20 070が選択された主な理由は、番号の連続性があること及び0A0番号の</p>	<p>考え方20</p>

<p>有効利用と理解。万-070番号帯で不足が生じた場合は、連続性がある060を使用すること、M2Mの需要が相当程度大きい（数億以上）と予測された場合は070-0等の番号を14桁使用することを提案。</p>	
<p>■ 070が選択された主な理由は、070、080、090と連続性があること及び0A0番号の有効利用と理解している。この観点から移動系電話番号の将来番号計画について、次の2点を提案する。</p> <p>①携帯電話番号の終局需要についての予測は困難であり、070の開放で終局需要を満たすとは言い切れないと考える。万-070番号帯で不足が生じた場合、現在空きの030、040を使用するよりは、090、080、070と連続性がある060が望ましい。将来において060も携帯電話に利用しやすいようにするために、現在は実際に利用されておらず、システム・ユーザーに影響がないことから、060（FMC・UPT）を030・040等へ移行することは可能であり、検討する必要があると考える。</p> <p>②030、040を確保しておく理由としてM2M等の新サービスがあげられているが、M2Mサービスにおいて、人がダイヤルすることがなく、桁数が問題とされることがないことから、新0A0をM2Mのみに、付与することは無駄が多いと考える。M2Mの定義にもよるが、現在番号問題として議論されているM2Mは、携帯電話サービス的一种であることから、携帯番号の中から使用することが望ましく、M2Mの需要が相当程度大きい（数億以上）と予測された場合においては、070-0等の番号を14桁（070-0xxxxxxx）使用することが効率的な利用となると考える。</p> <p style="text-align: right;">（NTTドコモ）</p>	<p>■ 070番号を携帯電話に開放することについて、答申（案）に賛成の御意見として承る。</p> <p>将来の携帯電話の電話番号に対する060番号の割当てやM2Mサービスへの070-0番号等の割当ての提案については、今後の参考とさせて頂きたい。</p>
<p>意見21 070番号を採用することは他の0A0番号よりも移動体通信番号として識別しやすく、連続性が担保される観点からも賛成。</p>	<p>考え方21</p>
<p>■ 現在PHSで使用されている070番号を採用することは、他の0A0番号よりも移動体通信番号として識別しやすく、また、090、080番号との連続性が担保される観点からも賛同いたします。</p> <p style="text-align: center;">（ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル）</p>	<p>■ 答申（案）に賛成の御意見として承る。</p>
<p>意見22 ネットワークへの影響が生じる点については、070番号を指定した場合、他の0A0番号よりも優先させる記載にすべきではない。また、070番号固有に生じるネットワーク改修を明確化すべき。</p>	<p>考え方22</p>
<p>■ ネットワークへの影響</p> <p>「事業者ネットワークや電話端末に与える影響としては、携帯電話の電話番号として新たに020、030、040、050、060のいずれの0A0番号を開放したとしても、選択中継サービスや着信課金サービスなど、これまで携帯電話を090</p>	<p>■ 答申（案）に示したとおり、新たに0A0番号を開放する際は、選択中継サービスや着信課金サービス等に対応するための事業者ネットワーク等の改修が必要となるため、この点に関して、特に070番号を優先すべき理由とはしていない。</p>

<p>及び080番号として識別してきた交換機に改修が必要となる等のネットワークへの影響が生じる」(本答申案18頁)という点を070番号以外の0A0番号の開放を劣位に置く理由として挙げているようにも読めますが、ネットワークへの影響が生じる点については、070番号を指定した場合も同様であるため、070番号を優先させる理由として妥当性がないものと考えます。そのため、その点を考慮した記載とすることを要望します。</p> <p>また、「いずれの0A0番号を開放したとしても、ネットワーク改修に伴う負担に大きな差は生じないものと考えられる」(本答申案19頁)との考え方については、070番号を指定した場合、固定系事業者からはPHSと携帯電話を交換機で識別する必要があるといった指摘もあり、他の0A0番号と比較して070番号固有に生じるネットワークの改修の問題もあります。</p> <p>よって、070番号の指定において他の0A0番号と比較してネットワーク改修に伴う負担に大きな差は生じないという記載ではなく、想定される影響は網羅的に記載した上で、070番号を指定した理由を明確化しておくことが適切と考えます。</p> <p style="text-align: right;">(イー・アクセス)</p>	<p>また、070番号を開放する際は、携帯電話とPHSを識別するための改修が必要となるが、070番号による識別や070-C単位による識別は、他の0A0番号を開放した際に生じる交換機等の改修コストと比較しても、特段の大きな差は生じないと考えられるとしている。</p>
<p>意見23 携帯電話の電話番号として030番号および040番号を開放し、無線呼び出しサービス(ポケットベル)が終了した時点で、020番号も携帯電話に開放することが適切。</p>	<p>考え方23</p>
<p>■ かつて携帯電話の電話番号として利用されていて、利用者の認知度も高い030番号および040番号を開放することが適切である。また、電話番号の連続性の面でも問題は無い。</p> <p>将来的には無線呼び出しサービス(ポケットベル)が終了した時点で、020番号も携帯電話に開放する。</p> <p>(上記のようにM2Mには新たな識別子を導入する)</p> <p>070番号の携帯電話への開放は、識別性の低下など、指摘されているような様々な問題があるため、これは行うべきではない。</p> <p style="text-align: right;">(個人4)</p>	<p>■ 030及び040番号を開放する意見については、答申(案)に示したとおり、将来のM2Mサービス等の新たなサービスへの需要に備え、0A0番号における未利用番号として番号容量を確保することが適切である。</p> <p>また、無線呼び出しサービスが終了した時点で020番号を携帯電話に開放すべきとの提案については、今後の参考とさせて頂きたい。</p>

## (2) 070番号の開放に伴う事業者対応について

意見	考え方
<p>意見24 選択中継サービスの利用にあたり、利用者側で必要となる対応について、総務省と関係事業者が連携し、適切な周知広報を行うことが必要。</p>	<p>考え方24</p>
<p>■ 「選択中継サービスを利用して070番号へ発信する際には、発信先が携帯電話であることをあらかじめ070-Cにより識別し、070-Cが携帯電話の電話番号の</p>	<p>■ 答申(案)に示したとおり、選択中継サービスを利用して070番号へ発信する際には、070-Cにより携帯電話とPH</p>

<p>場合は〇〇XYから発信するよう周知することが適当である」とされております。選択中継サービスの利用にあたり、ダイヤル手順の変更のみならず、PBXへの新規番号帯の追加など、利用者側で必要となる対応について、総務省と関係事業者が連携し、〇七〇番号開放前に、適切な周知広報を行うことが求められると考えます。</p> <p>(NTTコミュニケーションズ)</p>	<p>Sを識別し、携帯電話へは〇〇XYから発信するよう周知することが適当であり、PBXへの〇七〇番号の追加など、利用者側で必要な対応も含めて、総務省と関係事業者が連携し、適切な周知を行うことが必要であるとする。</p>
<p>意見25 未利用の〇三〇・〇四〇番号の開放を優先することが望ましい。具体的な実現方式や、その対応に係る費用の扱いについては、携帯電話事業者の利用する番号枯渇への対応に起因するものだとすることを踏まえた検討が必要。</p>	<p>考え方25</p>
<p>■ 答申案にて、携帯電話の番号枯渇への対策として、〇七〇番号を開放することが適当とされていますが、以下の観点から、未利用の〇三〇・〇四〇番号の開放を優先することが望ましいと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者から見た場合、〇七〇番号の携帯利用は、〇七〇-Cでの識別が可能とはいえ、PHSとの誤認が起きやすいものであること</li> <li>・未利用の〇三〇・〇四〇番号を利用する場合、PHSとの識別に係る対応が不要となるため、当社設備への影響もより軽微になると想定されること</li> </ul> <p>また、新たに〇A〇番号を携帯事業者に開放するにあたっては、携帯事業者間の番号ポータビリティや選択中継サービスの対応等が必要になりますが、具体的な実現方式や、その対応に係る費用の扱いについては、携帯電話事業者の利用する番号枯渇への対応に起因するものだとすることを踏まえた検討が必要であると考えます。</p> <p>(NTT西日本) (NTT東日本)</p>	<p>■ 〇三〇及び〇四〇番号を開放することが望ましいとする意見については、考え方23に同じ。</p> <p>新たに〇七〇番号を開放するにあたって生じる費用については、従来、事業者ネットワークの改修については自網自己負担の原則により行われてきたことも踏まえつつ、公平な費用負担となるように、関係事業者も含めて速やかに取り組んでいく必要があるとする。</p>
<p>意見26 〇七〇番号の携帯電話への開放については賛成。多くの課題もあることから、今後の検討会などにおいて前向きに議論を行っていききたい。</p>	<p>考え方26</p>
<p>■ 賛同いたします。</p> <p>ただし、開放においては多くの課題もあることから、今後の検討会などにおいて前向きに議論したいと考えます。</p> <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	<p>■ 答申(案)に賛成の御意見として承る。</p>
<p>意見27 携帯電話とPHSの識別性が問題となる場面が想定されることから、利用者保護の観点から、総務省において注視することを要望。〇七〇番号の携帯電話への指定は、平成26年度初頭を待たずに早期に対応できる環境を整えることができるよう、具体的な方策・道筋が示されるべき。</p>	<p>考え方27</p>
<p>■ 〇七〇番号の識別性</p> <p>「携帯電話のサービスの中心が、スマートフォンの普及等により、高速・大容量のデータ通信サービスへと変わりつつあり、PHSは、高音質な音声サービスを低料金で提供するサービスを中心としているものの、PHSもデータ通信サービスを提供</p>	<p>■ 携帯電話とPHSの識別について、利用者保護の観点から、注視すべきとの意見については、考え方24に同じ。</p> <p>また、〇七〇番号を平成26年初頭を待たずに早期に開放する環境を整えるべきとの意見については、引き続き携帯電話の</p>

<p>しており、利用者から見て、基本的なサービスに特段の違いは認められない。このため、両サービスを070番号で共用することによって、利用者利便への十分な配慮は必要となるものの、携帯電話とPHSの識別性が問題となる可能性は少ないと考えられる。」(答申案22頁)とありますが、PHSにおいては、SMS相互接続を行っていない点や070番号への発信に選択中継サービスが対応していない点等、識別性が問題となる場面が少ないとは考えられません。これらの問題を解決することは、利用者保護の観点からも重要な課題となりますので、総務省殿において注視していただくことを要望します。</p> <p>また、070番号の携帯電話への指定は、070-C桁でPHSと携帯電話を識別している固定電話事業者の対応などが必要となり、携帯電話事業者やPHS事業者だけで解決できるものではないため、総務省殿の政策において関係事業者間の調整状況もふまえて、平成26年度初頭を待たずに早期に対応できる環境を整えることができるよう、具体的な方策・道筋が示されるべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">(イー・アクセス)</p>	<p>電話番号の利用状況を注視しつつ、利用者への十分な周知や事業者ネットワークの改修について、関係事業者も含めて速やかに取り組む必要があると考える。</p>
<p>意見28 SMSなどPHSでは利用できない携帯電話のサービス(またはその逆)も有ることから、070番号の携帯電話への開放は行うべきではない。</p>	<p>考え方28</p>
<p>■ SMSなどPHSでは利用できない携帯電話のサービス(またはその逆)も多数有り、ネットワークや交換機の改修、携帯コンテンツ事業者の対応など、様々な問題が生じられると思われるので、070番号の携帯電話への開放は行うべきではない。</p> <p>「070-C」で携帯電話かPHSか判別できるとあるが、次章のナンバーポータビリティが導入されれば、判別は不可能になる。</p> <p style="text-align: right;">(個人4)</p>	<p>■ 答申(案)に示したとおり、利用者に対して、070-C番号による携帯電話とPHSの料金・サービスに関する識別についてしっかりと周知を行うことにより、現在、約7,000万番号が未指定となっている070番号を開放することが適当としたものである。</p> <p>携帯電話とPHS間の番号ポータビリティが導入された際の識別の方法については、考え方42に同じ。</p>

### (3) 070番号の開放に伴う利用者保護について

意見	考え方
<p>意見29 賛成。利用者保護の観点から、070-Cにより、携帯電話とPHSを区別できることを周知する必要がある。</p>	<p>考え方29</p>
<p>■ 賛同いたします。</p> <p>なお、利用者保護の観点から、070-Cにより、携帯電話とPHSを区別できることを周知する必要があると考えます。</p> <p style="text-align: center;">(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	<p>■ 答申(案)に賛成の御意見として承る。</p> <p>070-Cによる携帯電話とPHSの識別性に係る周知の必要性については、考え方24に同じ。</p>
<p>意見30 携帯電話とPHSとの間の番号ポータビリティを実施した場合、070-Cでの識別ができなくなり、利用者ニーズに反する点にも注視が必要。</p>	<p>考え方30</p>

<p>■ 電話番号による識別 携帯電話かPHSかについて電話番号による識別が必要と考えている利用者も大半の利用者が070-Cで識別できればよいとの考え方が記されていますが、携帯電話とPHSとの間の番号ポータビリティを実施した場合、070-Cでの識別ができなくなり、利用者ニーズに反する点にも注視が必要と考えます。</p> <p>(イー・アクセス)</p>	<p>■ 携帯電話とPHS間の番号ポータビリティが導入された際の識別の方法については、考え方42に同じ。</p>
<p>意見31 通話や電子メール機能など、表面上のサービスが似通っているとしても、PHSは携帯電話と異なる特長を有していることを無視してはならない。</p>	<p>考え方31</p>
<p>■ 070番号の開放はPHS利用者のみならず、固定電話および携帯電話の利用者すべてに混乱を与えるので、利用者保護の面からも070番号の開放は行うべきではない。</p> <p>PHSは小電力のため、医療機関でも多く採用されている。低電磁波であるという理由でPHSを利用している利用者も多い。</p> <p>また、PHSはマイクロセル方式のため、災害時にも携帯電話よりつながりやすいという特長もある。</p> <p>通話や電子メール機能など、表面上のサービスが似通っているとしても、PHSは携帯電話と異なる特長を有していることを無視してはならない。</p> <p>(個人4)</p>	<p>■ 答申(案)に示したとおり、携帯電話とPHSについては、音声サービスやデータ通信サービスを主要なサービスが共通であり、PHSは、医療機関等で多く利用されている、災害時に繋がりがやすいといった特徴を有しているものの、これらの特徴は電話番号による識別に影響を与えるものではないため、利用者に対して、しっかりと識別方法を周知することにより、070番号を携帯電話とPHSで共用する場合において問題となる可能性は少ないと考える。</p>

#### (4) 070番号の開放の開始時期について

意 見	考 え 方
<p>意見32 MNP導入については答申案により示された課題の検討が必要であり、070番号を先行して携帯電話に開放し、070-Cを先行して識別に使うことは妥当。</p>	<p>考え方32</p>
<p>■ 070-C番号を携帯電話で利用するにあたっては、事業者ネットワークの改修や、ユーザ設備(PBX、一般電話)の設定変更、ユーザ周知等の観点からも、携帯・PHS間のMNPの導入と同時に実施されることが望ましいが、MNP導入については答申案により示された課題の検討が必要であり、070-C番号を先行して使うことは妥当である。</p> <p>(NTTドコモ)</p>	<p>■ 答申(案)に賛成の御意見として承る。</p>
<p>意見33 携帯電話の番号枯渇状況を鑑みると、可能な限り早期に070番号の開放を実現すべき。</p>	<p>考え方33</p>
<p>■ 番号枯渇状況を鑑みると、可能な限り早期に実現すべきと考えます。</p> <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	<p>■ 答申(案)に賛成の御意見として承る。</p>
<p>意見34 070番号を指定するにあたって、平成26年度初頭を待たずに早期に対応</p>	<p>考え方34</p>

<p>できる環境を整えることができるよう、具体的な方策・道筋が示されるべき。</p> <p>■ 070番号開放にあたっての環境整備  「遅くとも平成26年初頭までには070番号の共用が開始できるよう関係事業者間による準備や調整等を進めることが適当である。」(本答申案26頁)との考え方が示されていますが、利用者保護の観点からも多くの対応すべき課題があり、この解決にあたっては、多くの事業者の対応が必要となるため、070番号を指定するにあたって必要となる条件であるこれらの課題について、平成26年度初頭を待たずに早期に対応できる環境を整えることができるよう、具体的な方策・道筋が示されるべきと考えます。</p> <p>(イー・アクセス)</p>	<p>■ 考え方27に同じ。</p>
<p>意見35 PHSサービスが存続する限り行わない。</p>	<p>考え方35</p>
<p>■ PHSサービスが存続する限り行わない。  仮に開放するのであれば、PHSサービス終了後とする。</p> <p>(個人4)</p>	<p>■ 考え方28に同じ。</p>

## 第5章 携帯電話とPHS間の番号ポータビリティの導入について

### (1) 携帯電話とPHS間の番号ポータビリティの導入について

意見	考え方
<p>意見36 賛成。円滑な導入が可能となるよう、関係事業者における十分な配慮をお願いする。</p> <p>■ 賛同いたします。  携帯電話、PHS市場の活性化につながり、各社のサービス競争が更に促進され、利用者の利便性向上に資すると考えます。なお、実現に際しては、後発となる当社においても円滑な導入が可能となるよう、関係事業者でのご配慮をお願い申し上げます。  これまでPHSサービスが番号ポータビリティの対象外であったことから、今回の答申並びに今後予定される法令改正を受けて、必要となる設備構築、システム改修、運用準備等の対応をゼロから進めていくこととなります。  今後の実現に向けての具体的検討の過程においては、後発となる当社に過度なコスト負担が発生しないよう、十分ご配慮いただきたくお願い申し上げます。</p> <p>(ウィルコム)</p>	<p>考え方36</p> <p>■ 答申(案)に賛成の御意見として承る。  なお、答申(案)に示したとおり、関係事業者は番号ポータビリティ導入を円滑に進めるため、その技術的仕様やコスト等について早期に明らかにし、効率的に事業者ネットワーク等の改修や調整に取り組むことが適当である。</p>
<p>意見37 携帯電話及びPHSは、市場画定において当然同一市場とするべき。今後、様々な規制やガイドラインにおいても統一的な整理がなされることを要望。</p>	<p>考え方37</p>
<p>■ 答申案において「携帯電話及びPHSは、音声サービス、データ通信サービスとい</p>	<p>■ 本答申(案)は、競争評価の枠組みの観点から市場の画定を</p>

<p>った基本的サービスでは共通しており、携帯電話間のサービスの違いと比しても、特段の違いはない」とされ、電気通信事業政策部会にて、総務省側からも携帯電話とPHSを同一市場として扱うことが適当とする旨の発言があった事を踏まえ、携帯電話及びPHSは、市場画定において当然同一市場とするべきものとする。</p> <p>今後、競争評価等の場で議論されることと考えるが、様々な規制やガイドラインにおいても統一的な整理がなされることを要望する。</p> <p style="text-align: right;">(NTTドコモ)</p>	<p>目的として行うものではなく、番号ポータビリティの議論の過程で利用者から見たサービス内容等について整理を行い、携帯電話とPHSは基本的なサービスで大きな違いがないとしたものである。</p> <p>なお、総務省で実施している「電気通信事業分野における競争状況の評価」においては、従来から、移動体通信領域については、携帯電話とPHSを同一市場として分析している。</p> <p>様々な規制やガイドラインにおいても統一的な整理がなされることを要望するとの意見については、今後の参考とさせていただきます。</p>
<p>意見38 通信市場の活性化、サービス向上も期待できる観点から賛成。</p>	<p>考え方38</p>
<p>■ ユーザーの利便性向上に資することはもちろん、通信市場の活性化、サービス向上も期待できる観点から賛同いたします。</p> <p style="text-align: center;">(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	<p>■ 答申(案)に賛成の御意見として承る。</p>
<p>意見39 「イ 間接的な便宜」全体を削除すべき。また、番号ポータビリティの導入について、さらに広範囲から意見を求め、デメリットを具体的に示し、番号ポータビリティの導入によるメリットがデメリットを上回るかについて深く掘り下げるべき。</p>	<p>考え方39</p>
<p>■ pp.36-38 「イ 間接的な便宜」は、様々な観点で反論の余地があります(例えば、PHSから携帯電話への利用者の流出によりPHS事業者が倒産するなど、番号ポータビリティを利用しない利用者への不利益が生じる可能性がある)。</p> <p>「イ 間接的な便宜」節全体を削除することを提案します。この節は、p.38「③携帯電話とPHSの競争環境」節と重複する面が大きいことから、削除しても、総論に影響を与えないものと考えます。</p> <p>第4章にて、070-Cにより携帯電話とPHSを区別することが可能との前提に基づく議論が行われていますが、この方法は、携帯電話とPHS間の番号ポータビリティが導入されれば、不可能になります。</p> <p>携帯電話とPHS間の番号ポータビリティが導入されない場合、070-Cを用いる方法は、恒久的に可能です。</p> <p>一方、導入されることを前提とすると、070-Cを用いる方法は、携帯電話の電話番号数の拡大策としての070番号の開放から番号ポータビリティの導入までの一時的な期間を埋める時限的な措置ということになります。また、携帯電話の電話番号数の拡大策としての070番号の開放の開始時期と、携帯電話とPHS間の番号ポータビリティの導入時期が一致する場合は、全く採用不可能ということになります。</p> <p>したがって、通信サービスやPBXの機能等において、070-C以外の提供方法が存在しない場合、携帯電話とPHS間の番号ポータビリティが始まる前に、当該機能の提供を終了せざるを得ません。また、携帯電話の電話番号数の拡大策としての070番号</p>	<p>■ 間接的な便益に対する意見については、答申(案)に示したとおり、携帯電話間の番号ポータビリティの導入以後、携帯電話事業者のARPUが減少している。このためPHS間との番号ポータビリティの導入により、携帯電話とPHS間の競争が進展し、番号ポータビリティを直接利用しない利用者に対しても料金の低下などの間接的な便益が生じる可能性があるとしており、番号ポータビリティ導入によるメリットであることから、携帯電話とPHSの競争環境に係る検討とは重複しないものとする。</p> <p>携帯電話とPHS間の番号ポータビリティ導入に係るデメリットについては、答申(案)に示したとおり、利用者が電話番号からは携帯電話とPHSを識別できなくなることや、選択中継サービスやその他のサービスが引き続き利用できるよう事業者ネットワークの改修等が必要であるとの具体的な課題を示しており、PHS側の交換機等の改修による識別性を確保するなど、これらの課題解決を図った上で、番号ポータビリティの導入を行うことが適当としたものである。</p>



<p>の開放の開始から番号ポータビリティの導入までの期間が短い場合、070-C 対応機能の追加を短期間だけ提供すると設備投資の回収が困難になることから、当該機能の提供終了が前倒しになる場合も考えられます。</p> <p>これは、利用者にとっても事業者にとっても、デメリットです。</p> <p>この答申案では、番号ポータビリティの導入によるメリットのみに偏った記述になっている感がありますが、さらに広範囲から意見を求めることで、デメリットの存在についても具体的に示し、番号ポータビリティの導入によるメリットがデメリットを上回ると言えるかどうか、深く掘り下げた検討をすべきであると考えます。</p> <p>以上</p> <p style="text-align: right;">(個人2)</p>	
<p>意見40 現状の番号ポータビリティの問題点の改善を優先して行うべきであり、現時点でのPHSでの番号ポータビリティ導入については導入可否を含めさらに検討を深める必要。</p>	<p>考え方40</p>
<p>■ 利用者のニーズに関して、既存の番号ポータビリティの利用率(約11%)と、利用意向の約15%を比較して、小さくはないと判断しておりますが、事業者が多額のシステム構築費用を負担して実現したことを踏まえるとそれほど高い利用率ではないと考えられます。</p> <p>携帯電話とPHSの市場規模を考慮すると、まずは、「メールアドレスの継続が出来ないこと」や「長期継続利用による料金の割引制度の年数が、1年目に戻ること」等の現状の番号ポータビリティの問題点の改善を優先して行うべきと考えます。</p> <p>現時点でのPHSでの番号ポータビリティ導入については導入可否を含めさらに検討を深める必要があると考えます。</p> <p style="text-align: right;">(東北インテリジェント通信)</p>	<p>■ 現状の番号ポータビリティの問題点の改善に対する意見については、携帯電話事業者間において、利用者のニーズ等を踏まえ、サービスの改善について引き続き検討されることが望まれる。</p> <p>携帯電話とPHS間の番号ポータビリティの導入可否を含めて検討を深めるべきとの意見については、考え方39に同じ。</p>
<p>意見41 既存のPHS事業者1社が番号ポータビリティに対応することが、料金競争につながるという指摘は必ずしもあたらない。また、携帯電話の方が、災害耐性があることが法令上で確保されているともいえる。</p>	<p>考え方41</p>
<p>■ 通話定額サービス</p> <p>「PHSが特徴とする通話相手を問わない定額通話サービスの利用が増加すれば、携帯電話にも広がるなど、番号ポータビリティを利用しない利用者への間接的な便益が生じる可能性がある。」とありますが、この指摘はPHSの特徴ではなくサービス提供会社の料金戦略であること、かつ当社においても同等のサービスは提供しており定額通話サービスがPHSの特徴とまではいえないと考えます。また携帯電話各社からは多様な音声メニューが提供されており、PHSとの番号ポータビリティがなくとも移動体通信市場においては十分な競争が行われる環境にあり、既存のPHS事業者1社が番号ポータビリティに対応することが、料金競争につながるという指摘は必ずしもあたらないと考えます。</p>	<p>■ PHS事業者の番号ポータビリティへの参加は料金競争につながらないとの意見については、考え方39に同じ。</p> <p>■ 携帯電話の方が、災害耐性があることが法令上で確保されているとの意見については、答申(案)に示したとおり、携帯電話とPHS間の番号ポータビリティを導入した場合、利用者は携帯電話とPHS間の移転手続きの簡素化により、災害時等において音声サービスが繋がりがやすいことを理由に、PHSへの移転を希望する者にとって選択しやすい環境がもたらされることを述べており、技術的な側面から携帯電話よりPHSが災害</p>

<p>■ 災害</p> <p>「災害時等において音声サービスが繋がりがやすいことを理由に、災害時等においてコミュニケーションの重要性から、PHSへの移転を希望する者にとってPHSを選択しやすい環境がもたらされると言える。」とありますが、PHSが技術的な側面で、携帯電話より災害時のサービスの可用性が高いことを判断することは出来ないと考えます。また、携帯電話サービスにおいては、法令により停電時の対策として基地局に予備電源を設けることが要求されていますが、PHSサービスには該当がなく、むしろ携帯電話の方が、災害耐性があることが法令上で確保されているともいえると考えます。</p> <p style="text-align: right;">(イー・アクセス)</p>	<p>時に強いとしているものではないと考える。</p>
<p>意見42 「070-C」で携帯電話かPHSか判別できるとあるが、ナンバーポータビリティが導入されれば、電話番号からPHSか携帯電話かを判別することは不可能。</p>	<p>考え方42</p>
<p>■ 利用者には「070番号=PHS」と広く認識されているので、携帯電話への070番号の開放は行うべきでは無い。</p> <p>答申案ではMNVOサービスの有無について触れられているが、本件とは全く無関係である。</p> <p>主な理由は、料金システムのPHSと携帯電話の違いである。ウィルコム社においては070番号間での通話料無料（もしくは定額）サービスを行っていることも要因の一つである。（かつてはNTTドコモ社PHSとの間でも同様のサービスを行っていた）</p> <p>同様に、固定電話発のPHSと携帯電話の料金の違いも大きい。</p> <p>前章で「070-C」で携帯電話かPHSか判別できるとあるが、ナンバーポータビリティが導入されれば、電話番号からPHSか携帯電話かを判別することは不可能である。</p> <p style="text-align: right;">(個人4)</p>	<p>■ 答申（案）に示したとおり、PHS側において、固定電話等からの発信の際に携帯電話とPHSが識別できる仕組みを導入し、識別方法について利用者への周知を行うことにより利用者保護を図ることが適当である。</p>

## (2) 携帯電話とPHS間の番号ポータビリティ導入に伴う事業者対応について

意見	考え方
<p>意見43 どの課題が解決されれば、携帯電話とPHSのナンバーポータビリティを導入することになるのか、その明確化が必要。</p>	<p>考え方43</p>
<p>■ MNPの導入に関しては、諸課題が指摘されているが、どの課題が解決されれば、携帯電話とPHSのナンバーポータビリティを導入することになるのかが、不明確であると思われる、その明確化が必要であると考えます。</p> <p>たとえば、一例として、導入の課題として取り上げられている選択中継サービスの</p>	<p>■ 答申（案）に示したとおり、携帯電話とPHS間の番号ポータビリティの導入にあたっては、利用者保護の観点から、第5章で検討した選択中継サービスをはじめとする各種サービスに基本的にはPHSが対応するなど、利用者から見て携帯電話と</p>

<p>PHS着通話への適用に関して言えば、第5章(2)ア-3)①では「関係事業者の過度な経済的負担とならない限りは、選択中継サービスに対応することが求められる。」と記述されており、一方「おわりに」では、「PHSとの番号ポータビリティの導入にあたっては、固定電話と携帯電話及びPHS間の発着信に係る他の選択中継サービス等に影響がある事から、第5章において、PHS側の交換機等において識別音等を導入し、携帯電話とPHSの識別性を確保する措置により携帯電話との識別性を図ることとし、又、導入によって利用者が混乱を生じないことを最終的な番号ポータビリティ導入の条件としており」と記述があり、二つの表現に差異があるように見受けられ、どのような条件であるのかが不明確であると考えます。</p> <p>弊社の理解としては下記項目をすべて満たすことが導入条件と考えているが、それではよろしいか確認させて頂きたい。</p> <p>①5章(2)ア項の選択中継サービス、イ項の着信課金等、ウ項のポータビリティSMSについて、既存加入者がポータビリティを利用しても、現状のサービスレベルが担保されること。</p> <p>②PHSとSMS相互接続ができること</p> <p>③発信者がPHSへの着信であることが識別できること</p> <p>④上記に関して、関連事業者全社が対応を行うこと。</p> <p style="text-align: center;">(NTTドコモ)</p>	<p>PHSとの識別性に関する混乱が生じないことを条件としている。</p> <p>このため、関連する主要な事業者においては、御指摘の①及び③は、導入時までに対応することが求められる。また、②は、導入時までに対応することが望ましいが、携帯電話間でも番号ポータビリティの導入後に実施されており、導入後早期には対応することが求められる。</p>
<p>意見4-4 携帯・PHS間の番号ポータビリティについては、利用者の利便性の観点から問題が多い。携帯・PHS間の番号ポータビリティそのものについても、過度に経済的負担がないことを前提とする必要がある。</p>	<p>考え方4-4</p>
<p>■ 携帯・PHS間の番号ポータビリティについては、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・携帯・PHSへの発信者からすれば、番号による携帯・PHSの識別ができなくなり、適用される料金の識別が困難になる等、利用者利便性が低下すること。</li> <li>・端末の設定により携帯番号への通話に00XYを自動付与することがあるが、PHSへの選択中継を実施しない場合、携帯から番号したPHS端末への00XY発信が呼断となり、既存の携帯電話への選択中継サービスの利便性を大きく低下させてしまうこと。</li> <li>・PHSへの選択中継を実施するとしても、大規模なネットワークの改修等が必要になり、かえってサービス料金の上昇を招く懸念があること</li> </ul> <p>等、お客様の利便性の観点から問題が多いと考えます。</p> <p>上記の問題があるにもかかわらず、携帯・PHS間の番号ポータビリティを実施する場合、PHS端末への00XY発信において呼断が発生しないよう、PHSへの選択中継を実施することが必要不可欠となりますが、そのためには、ネットワーク改修等の対応に多額の費用を要することとなります。答申案において、関係事業者の過度な経済的負担とならない限りは、PHSへの選択中継に対応することが求められるとされ</p>	<p>■ 利用者への影響については、考え方4-3に同じ。</p> <p>現在、携帯電話間では番号ポータビリティが行われており、新たに番号ポータビリティへの参加を希望するPHSを含めて、過度な経済的負担は生じないものと考えられる。</p> <p>答申(案)に示したとおり、選択中継サービスをはじめとした各種サービスのPHSへの対応については、技術的に困難であるとの意見はなく、過度な経済的負担とならない限りは対応することが求められるとしており、当該サービスを継続的に提供することが困難となるといった例外的な状況を除いて、番号ポータビリティの導入が円滑に行われるよう、必要な事業者ネットワーク等の改修や調整に取り組むことが適当である。</p>

<p>たことからすれば、携帯・PHS間の番号ポータビリティそのものについても、過度に経済的な負担がないことを前提とする必要があると考えます。</p> <p style="text-align: right;">(NTT西日本) (NTT東日本)</p>	
<p>意見45 携帯電話とPHSのサービス差分を縮小する件や、SMS相互接続対応の是非など、実現方法も含めて今後議論すべき。</p>	<p>考え方45</p>
<p>■ 携帯電話とPHSのサービス差分を縮小する件や、SMS相互接続対応の是非など、実現方法も含めて今後の検討会で議論すべきと考えます。</p> <p style="text-align: center;">(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	<p>■ 考え方43に同じ。</p>
<p>意見46 既存のACR機能付き電話端末の改修を行うことが不可能であるため、番号ポータビリティの導入に反対。</p>	<p>考え方46</p>
<p>番号ポータビリティの導入は行わない。</p> <p>発信の度に交換機が電話番号データベースに相手先端末がPHSか携帯電話であるかを問い合わせる必要が生じるなど、事業者ネットワークや交換機への負担が発生するものである。</p> <p>特に、既存のACR機能付き電話端末の改修を行うことは、まず不可能である。</p> <p>仮に行うとしても、莫大な費用がかかり、その費用を誰が負担するかが問題となる。携帯電話・PHS事業者が負担するのか、それとも国策なので国が負担するのか。国が負担するのであれば、ACR機能付き電話機を利用していない人々の理解を得ることができるのか。</p> <p>いずれにしても、費用対効果に疑問がある。</p> <p style="text-align: right;">(個人4)</p>	<p>■ 答申(案)に示したとおり、現在のACR機能付き電話端末については、手動による00XY番号の発信により選択中継サービスを利用することが可能であることから、利用者に対してしっかりと周知を行っていく必要がある。</p>

### (3) 携帯電話とPHS間の番号ポータビリティ導入に伴う利用者保護について

意見	考え方
<p>意見47 識別性を行う手段としての信号音・音声の利用方法について整理が図られるべき。料金設定を行う事業者の見直しをせまられる特段の事情はない。</p>	<p>考え方47</p>
<p>■ 「PHSへの発信であることを利用者が識別できる仕組み」については、現在各事業者が独自に導入した信号音や音声料金の識別性を行う手段として用いられている。</p> <p>将来的に音声系のMVNO等の参入により信号音の種類が増えてきた場合は、判別が困難になると想定されることから、信号音・音声の利用方法について整理が図られるべきものとする。</p> <p>料金設定権については中継事業者も含めた健全な競争環境が整えられており、料金</p>	<p>■ 識別性を行う手段としての信号音・音声の利用方法を整理すべきとの意見については、答申(案)に示したとおり、固定電話から携帯電話への発信において、携帯電話事業者間の料金差があり、識別する仕組みの導入について検討を要するとしており、今後、PHS等も含めて整理を行う必要があるものと考えられる。</p> <p>料金設定の見直しに対する意見については、答申(案)に示</p>

<p>設定を行う事業者の見直しをせまられる特段の事情はないと考えており、各事業者がお客様に使い勝手の良い料金を目指していくものとする。</p> <p style="text-align: right;">(NTTドコモ)</p>	<p>したとおり、携帯電話事業者（着信）側が設定する通話料が、NTT東西（発信側）の設定するものと比べ、多くの時間帯で依然一定程度上回っていることも踏まえ、料金体系の違いについて事業者や国から利用者に周知するように努めるとともに、これまでの整理が今後もそのまま妥当するかという点も含め、現状の料金設定の在り方について関係事業者間において必要な見直しを行うことが適当である。</p>
<p>意見48 賛成。利用者に混乱が起きないように配慮すべき。</p>	<p>考え方48</p>
<p>■ 賛同いたします。 導入に際しては、利用者に混乱が起きないように配慮すべきと考えます。 (ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	<p>■ 答申（案）に賛成の御意見として承る。</p>
<p>意見49 PHS・携帯電話各事業者ごとに識別音を出したとしても、発呼の度に識別音で識別することは煩雑。</p>	<p>考え方49</p>
<p>■ 利用者保護のためにも、番号ポータビリティの導入は行わない。 特に、PHS間や携帯電話同一事業者間での通話料定額・無料サービスの対象になるかどうかの判断はより困難になる。（現状でも、携帯電話相互の通話において、相手先が同一事業者であるかどうかの判別は困難である） PHS・携帯電話各事業者ごとに識別音を出したとしても、発呼の度に識別音で識別することは煩雑である。  (個人4)</p>	<p>■ 考え方47に同じ。</p>

#### (4) 携帯電話とPHS間の番号ポータビリティの導入による公正競争の確保について

意見	考え方
<p>意見50 番号ポータビリティの導入は、特定の事業者間ではなく全携帯事業者同時の実施とすべき。</p>	<p>考え方50</p>
<p>■ 携帯電話とPHS間の番号ポータビリティの実施方法 答申（案）50ページに「利用者利便の観点からは、一部の事業者間においてのみの利用可能とすると、契約している携帯電話事業者によってPHSへの番号ポータビリティが利用できないことになり、番号ポータビリティの仕組みが複雑となるなど、利用者の利便性を損なうため、携帯電話の番号ポータビリティと同様、特定の事業者間だけでなく全社によって実施されることが適当である。」とあります。最終的に全ての携帯電話事業者とPHS間の番号ポータビリティが実現するとしても、実施時期がバラバラであると特定の事業者間だけでポータビリティを行なっている状態が発生し、報告書に記載のとおり利用者の利便を損なうため、全携帯事業者同時の実施とす</p>	<p>■ 答申（案）に示したとおり、特定の携帯電話事業者との間だけでなく全ての携帯電話事業者との間で実施されることが適当である。なお、可能な限り同時に導入が行われるよう、関係事業者において相互に調整が図られることが望ましい。</p>

べきであると考えます。 (KDDI)	
意見5 1 公正な競争環境が整備されることが重要とする結論については賛成。	考え方5 1
■ MNPの導入にあたっては、公正な競争環境が整備されることが重要とする結論については賛同する。 (NTTドコモ)	■ 答申(案)に賛成の御意見として承る。
意見5 2 賛成。利用者利便の観点から全社による導入が望ましい。	考え方5 2
■ 賛同いたします。 利用者利便の観点から全社による導入が望ましいと考えます。 (ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)	■ 答申(案)に賛成の御意見として承る。
意見5 3 全社一斉とすることが公正競争の確保に資するものとする。	考え方5 3
■ PHSとの番号ポータビリティの実施事業者 携帯電話とPHSとのサービス差分の解消については、多くの課題が存在しますが、関係事業者間の協議を通じて、利用者の利便性を確保しつつ課題が解決できることを前提にした場合であれば、携帯電話とPHS間の番号ポータビリティの導入については、全社一斉とすることが公正競争の確保に資するものと考えます。 (イー・アクセス)	■ 答申(案)に賛成の御意見として承る。携帯電話とPHS間の番号ポータビリティの導入は全社一斉とするとの意見については、考え方5 0と同じ。
意見5 4 ウィルコム社の親会社であるソフトバンクグループを優先することがあってはならない	考え方5 4
■ 番号ポータビリティの導入は行わない。 仮に行う場合であっても、ウィルコム社の親会社であるソフトバンクグループを優先することがあってはならない。 (個人4)	■ 答申(案)に示したとおり、番号ポータビリティの導入にあたっては、移動体通信市場における公正競争を確保するため、特定の事業者が有利な条件により番号ポータビリティが行われることがないよう競争中立的な仕組みとすることが求められるとともに、事業者は公平な番号ポータビリティが行われるよう努めなければならない。

## (5) 携帯電話とPHS間の番号ポータビリティの導入時期について

意見	考え方
意見5 5 携帯電話とPHS間の番号ポータビリティ実施のための条件として、SMS相互接続、選択中継、着信課金、プリペイドカード等の課題解決が必須である。	考え方5 5
■ 携帯電話とPHS間の番号ポータビリティ実施のための条件 答申(案)5 1ページに「携帯電話とPHS間の番号ポータビリティの導入にあたっては、利用者保護の観点から、第5章で検討した選択中継サービスをはじめとする各種サービスに基本的にはPHSが対応するなど、利用者から見て携帯電話とPHS	■ 考え方4 3と同じ。

との識別性に関する混乱が生じないことを条件とすることが適当である。」とあります。当社では選択中継サービスをはじめとする各種サービスとは以下のサービスと考えており、これらサービスに対する課題解決を完了せずに携帯電話とPHS間の番号ポータビリティを実施した場合には、呼損が発生する等利用者にとって不利益が発生する場合がありますため、番号ポータビリティ実施のための前提として、これらの課題解決が必須であると考えます。

サービス	課題
SMS相互接続	<p>2011年7月より携帯電話事業者間でSMSの相互接続を開始しましたが、PHS事業者はSMS相互接続に参加しておりません。現在、発信者は着信側の電話番号で携帯電話とPHSを識別可能ですが、携帯電話とPHS間の番号ポータビリティ実施後は着信側の電話番号で携帯電話とPHSを識別できなくなります。従って、PHSがSMS相互接続に対応しない場合には、次のような問題が発生します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 携帯電話からPHSへ番号ポータビリティした場合（080／090番号のPHS）、それに対して発信者がSMSを送信しても着信側のPHS網にて呼損となります。（SMS送信不可）</li> <li>・ PHSから携帯電話へ番号ポータビリティした場合（070番号の携帯電話）、それに対して発信者がSMSを送信しても移転元であるPHS網がSMS対応していないため呼損となります。（SMS送信不可）</li> </ul>
選択中継（00XY-0A0）	<p>現在、NTT東西の加入電話及びISDNからの発信で00XY-080／090ダイヤルによる選択中継の携帯電話着信サービスが広く提供されています。これまで発信者又は発信端末は着信側の電話番号で携帯電話とPHSを識別可能でしたが、携帯電話とPHS間の番号ポータビリティ実施後は着信側の電話番号で携帯電話とPHSを識別できなくなります。PHSが選択中継サービスに対応しない場合には、PBXやACR機能付き電話機で着信側の電話番号（080／090）により自動的に00XYを付与している場合等に、着信側が080／090番号のPHSであった場合は呼損となります。</p>
着信課金、プリペイドカード等	<p>現在、着信課金等の0AB0ダイヤルのサービスやプリペイドカードでは発着の電話番号にて携帯電話とPHSを識別し、呼の接続制御や料金計算を行っている事例があります。携帯電話とPHS間の番号ポータビリティ実施後は電話番号で携帯電話とPHS</p>

	<p>を識別できなくなるため、呼の接続制御や料金計算が正常に行えなくなる恐れがあります。</p>	
(KDDI)		
<p>意見56 番号ポータビリティの導入により、携帯電話とPHSの番号を「070-C」で識別するという基準が短期間で変更することになり、利用者にとって混乱を招く原因となる。</p>		<p>考え方56</p>
<p>■ 新たな番号拡大については、需要に対応した拡大が必須であり、答申案のとおり平成26年に間に合うように実施することが重要と考えます。</p> <p>一方、番号ポータビリティについては、仮に答申案のとおり070番号の共用を開始した場合には、平成26年度内にPHSと携帯電話の番号を「070-C」で識別するという基準が短期間で変更することになり、利用者にとって、混乱をまねく原因となりかねないと考えます。</p> <p>番号ポータビリティについては導入期限が存在しないため、現時点では導入時期は明言せずにニーズの確認や先に述べた問題点の洗い出し等を継続して検討することが望ましいと考えます。</p> <p style="text-align: right;">(東北インテリジェント通信)</p>		<p>■ 今後、答申(案)に示された導入時期までに、070番号の携帯電話への開放とPHSとの番号ポータビリティの導入時期を明らかにすることにより、070-Cによって識別できる期間を明確化し、関係事業者のネットワーク改修に配慮するとともに、利用者に対する十分な期間をおいて周知することにより、利用者保護を図ることが適当である。</p>
<p>意見57 携帯電話だけでなくPHSも含めて、制度上、第二種指定電気通信設備制度等の対象とした上で、番号ポータビリティの導入時期を判断すべき。特に、選択中継サービスの利用にあたり、総務省と関係事業者が連携し、番号ポータビリティ開始前に適切な周知広報を行うことが求められる。</p>		<p>考え方57</p>
<p>■ ①「直近の携帯電話とPHSの契約数の推移によれば、移動体通信市場において契約者獲得の競争が行われており、携帯電話とPHS間の番号ポータビリティの導入により、料金・サービス面における競争が更に進み、サービスの多様化や料金の低廉化が進む可能性がある」とされております。</p> <p>このように、番号ポータビリティ導入によって両サービス間の代替性が一層強まり、携帯電話事業者とPHS事業者間の競争が更に促進される今後の市場環境を考慮した場合、予め事業者間での公平な競争環境の整備が必要であると考えます。</p> <p>しかし、現在、携帯電話とPHSは制度上別のサービスと位置づけられております。例えば、全ての携帯電話事業者は接続料の算定等にあたり「第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン」を踏まえた積極的な対応を求められておりますが、PHSは対象外となっております。</p> <p>この理由について、「ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方 答申」(情報通信審議会 H23.12.20)では、「PHSについては、制度創設当時、PHSの加入者数が携帯電話の加入者数総数の10%以下であったことや、ネットワークの大部分を地域固定網に依存する形態であったことから、市場への影響の程度に鑑み、二種</p>		<p>■ PHSに対し電気通信事業法上の第二種指定電気通信設備制度の対象とすること等を検討すべきとの意見については、本答申では検討を行っていないため、今後の参考とさせていただきます。</p> <p>なお、本件については、情報通信審議会答申「ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方 答申」(平成23年12月20日)考え方3-57において示している。</p> <p>【参考(考え方3-57)】</p> <p>答申(案)に示したとおり、PHSについては、第二種指定電気通信設備制度(以下「二種指定設備制度」という。)の創設当時、PHSの加入者数が携帯電話の加入者総数の10%以下であったことや、ネットワークの大部分を地域固定網に依存する形態であったことから、市場への影響の程度に鑑み、第二種指定電気通信設備(以下「二種指定設</p>



<p>指定設備の対象としなかったものである」とされています。</p> <p>しかしながら、PHS事業を展開するウィルコム社の加入者数は、携帯電話事業者の中で4番目の加入者数を有するイー・アクセス社を超えていること、及びウィルコム社のネットワークは地域固定網に依存する形態から独自網への切替が実施されることから、二種指定設備制度創設当時に比べて競争環境も変化しつつあり、番号ポータビリティの導入により、今後更に両者間の競争が促進されることを考慮すると、まずは、携帯電話とPHSについて、電波法等の技術方式の違いにより同一化が困難なものを除き、制度上、同一のサービスと位置づけるための制度整備を行った上で番号ポータビリティ導入時期を判断すべきであると考えます。</p> <p>②携帯電話とPHSの番号ポータビリティを実施する場合、「利用者保護の観点から、第5章で検討した選択中継サービスをはじめとする各種サービスに基本的にはPHSが対応するなど、利用者から見て携帯電話とPHSとの識別性に関する混乱が生じないことを条件とすることが適当である」とされており、また「関係事業者の過度な経済的負担とならない限りは、選択中継サービスに対応することが求められる」とされています。</p> <p>PHS事業者が選択中継サービスに対応するにあたっては、PHS事業者が設定する接続料も含め、関係事業者における過度な経済的負担なく接続開始準備が整うことが重要であり、番号ポータビリティの導入時期は、その事業者間協議の合意状況を踏まえた上で判断すべきであると考えます。</p> <p>③「総務省や関係事業者は、携帯電話やPHS、固定電話の利用者に対し、携帯電話とPHS間の番号ポータビリティの導入に関する周知広報に努める」とされています。</p> <p>特に、選択中継サービスの利用にあたり、ACR機能付電話端末のダイヤル手順の変更やPBXへの新規番号帯の追加等の対応が利用者側で必要となることが予想されます。これら選択中継サービスの利用にあたり必要となる対応について、総務省と関係事業者が連携し、番号ポータビリティ開始前に、適切な周知広報を行うことが求められると考えます。</p> <p style="text-align: center;">(NTTコミュニケーションズ)</p>	<p>備」という。)の対象としなかったものである。上記の事情は現在においても変わっておらず、現時点において、当時の整理を変更すべき積極的理由はないと考えられる。</p> <p>携帯電話とPHSの関係等については、市場動向を注視しつつ、必要が生じた場合には制度の見直しを含めて検討することが適当である。</p> <p>また、関係事業者の過度な経済的負担なく、接続開始準備が整うことが重要との意見については、考え方44に同じ。</p> <p>総務省と関係事業者が連携し、適切な周知を行うべきとの意見については、考え方58に同じ。</p>
<p>意見58 多くの検討課題が考えられることから、検討状況を確認しながら導入時期を決めるべき。</p>	<p>考え方58</p>
<p>■ 多くの検討課題が考えられることから、検討会の状況を確認しながら導入時期を決めるべきと考えます。</p> <p style="text-align: center;">(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	<p>■ 答申(案)に示したとおり、総務省や関係事業者は、携帯電話やPHS、固定電話の利用者に対し、携帯電話とPHS間の番号ポータビリティの導入に関する周知広報に努めるとともに、準備状況等に係るフォローアップを行いつつ、平成26年度内の導入を目指し、必要な事業者ネットワーク等の改修や調整に取り組むことが適当である。</p>

<p>意見59 070の番号指定とPHSと携帯電話とのMNPを必ずしも同時に行う必要性はないとする答申案の考え方に賛成。また、PHSとのサービス差分の解消をMNP実施の条件とした答申案の考え方は適切である。</p>	<p>考え方59</p>
<p>■ PHSとの番号ポータビリティの導入時期</p> <p>「携帯電話の電話番号の不足に備えて行う070開放と利用者利便の向上等の観点から行う番号ポータビリティの導入は、事業者によるネットワーク改修の点において重複する点も多いものの、利用者保護に係る周知や識別の仕組みの導入等、確認すべき点も別途あることから、電話番号の不足を解消するために早期に実施すべき070番号の導入時期とは、必ずしも同時に行うべきとする必要性はないと考えられる」(本答申案50頁)という点については、携帯電話の番号枯渇対応としての携帯電話への070番号の指定と、PHSと利用者利便の向上と競争環境の進展を見込んだPHSと携帯電話とのMNPは全く目的が異なる政策であるため、070の番号指定とPHSと携帯電話とのMNPを必ずしも同時に行う必要性はないとする答申案の考え方に賛同します。</p> <p>また、PHSとのMNPが実現する場合には、070-C桁での識別も不能となり、PHSと携帯電話との識別性は完全になくなるため、本答申案にあるように携帯電話とPHSとのサービスの間には選択中継サービスの対応状況、SMS相互接続の対応状況等、サービス差分が存在することから、これらのサービス差分解消をPHSとのMNP実施の条件とした答申案の考え方は適切であり、利用者保護に資するものと考えます。</p> <p>そのため、導入時期の目途として記載されている「平成26年度内の導入を目指し、必要な事業者ネットワーク等の改修や調整に取り組むことが適当である。」(本答申案51頁)という点については、現時点では今後関係事業者間の調整状況もふまえてつあくまでも政策としての目途とすべきであり、利用者保護の観点から、導入時期よりもサービス差分の解消という条件をみだすことを重視すべきものと考えます。(イー・アクセス)</p>	<p>■ 答申(案)に賛成の御意見として承る。</p>
<p>意見60 番号ポータビリティの導入は、PHSサービス終了時点とする。</p>	<p>考え方60</p>
<p>■ PHSサービスが存続する限り行わない。</p> <p>仮に実施するのであれば、PHSサービス終了時点とする。(NTTドコモ社PHSサービス終了時にウィルコム社へ同番移行を行ったのと同様)</p> <p>(個人4)</p>	<p>■ 答申(案)に示したとおり、PHS事業者から要望があったことを前提として、利用者利便の向上の観点から導入することを適当としたものであり、PHSサービスの終了を前提とするものではない。</p>

## 第6章 電気通信番号の指定要件の在り方について

意見	考え方
----	-----

意見6-1 賛成。競争力向上、新規参入事業者の拡充にもつながる。	考え方6-1
<p>■ 賛同いたします。 競争力向上、新規参入事業者の拡充にもつながるものと考えます。 (ウィルコム)</p>	<p>■ 答申(案)に賛成の御意見として承る。</p>
意見6-2 賛成。第一種指定電気通信設備とのPOI構築において、維持費用の軽減、ひいては競争力の向上、サービスの充実に繋がる。	考え方6-2
<p>■ 賛同いたします。 第一種指定電気通信設備とのPOI構築において、維持費用の軽減、ひいては競争力の向上、サービスの充実に繋がると考えます。 (ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	<p>■ 答申(案)に賛成の御意見として承る。</p>
意見6-3 賛成。サービス展開の早期実現、ネットワークの接続に係るコストの低減化が利用者料金の低廉化などにつながるというメリットがある。	考え方6-3
<p>■ 指定要件の緩和 以下の理由から、「一の事業者の網を介した間接接続による電話番号の指定を可能とすることが適当である。」(本答申案 53 頁)との答申案の考え方は適切であり賛同します。 間接接続であっても十分な通信品質の確保を図ることが可能であり、制度的にも、技術基準適合自己確認において、通信役務の品質の適正性等が要求されており、中継する事業者において技術基準適合自己確認等の総務省殿が定める規律を遵守していれば、品質劣化や遅延等の技術的な問題は一切生じえず番号の指定要件に物理的な接続形態を指定する必要性はもはや存在しないものと考えます。 むしろ、間接接続を認めることにより、一般的に地域的にサービスを提供している事業者や立ち上がり期の事業者にとっては、サービス展開を早期に実現できることや、ネットワークの接続に係るコストの低減化が利用者料金の低廉化などにつながるというメリットがあると考えます。 (イー・アクセス)</p>	<p>■ 答申(案)に賛成の御意見として承る。</p>

## おわりに

意見	考え方
意見6-4 PHSサービスを終了とするものであれば、反対。総務省は、PHS技術の更なる発展についての施策を考えるべき。	考え方6-4
<p>■ 今回の070番号の携帯電話への開放および携帯電話とPHS間のナンバーポータビリティ導入がPHSサービスの終了を前提とするものであれば、強く反対するものである。</p>	<p>■ 考え方6-0に同じ。 なお、答申(案)に示したとおり、今後の移動体通信市場における携帯電話とPHSの料金・サービス競争がどのように進</p>

既存 PHS サービス（小霊通）の終了を予定している中国の場合、広大な国土に対してサービスエリアが都市部に限られており、また都市間ローミングができないなど、日本とは大きく事情が異なるので参考にはならない。

日本発の世界に誇れる独自技術の一つである PHS サービスを、総務省自らがつぶすことは許されない。

AXGP 等の PHS の高度化に加え、欧州のデジタルコードレス仕様である DECT との相互運用や国際ローミングなど、PHS 技術の更なる発展についての施策を考えるべきである。

（個人4）

展するかについて、総務省は、引き続き、市場動向を注視していく必要がある。